

「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」 公益社団法人 日本カーリング協会 カーリング指導普及活動用
新旧対照表

新	旧
<p>1 はじめに</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大によって、多くのアスリートやカーリング愛好者が社会的活動、競技大会、カーリングスクールなどの活動自粛を余儀なくされていると思います。</p> <p>本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部、令和2年3月25日決定、5月25日変更）（文献[1]）及び「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、令和2年5月14日決定、5月29日改訂）（文献[2]）<u>並びに「講習会・研修会開催における新型コロナウイルス感染症対策について（公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ指導者育成部、令和2年8月17日事務連絡）（文献[3]）」</u>を踏まえて、カーリング指導普及活動を再開するにあたっての基準や、再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点についてまとめたものです。</p> <p>また、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しているため、今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直す場合があることに留意してください。</p> <p>2 カーリング指導普及活動について</p> <p>本ガイドラインのカーリング指導普及活動とは、公益社団法人日本カーリング協会が主催するカーリングスクール及び指導普及イベント、公益財団法</p>	<p>1 はじめに</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大によって、多くのアスリートやカーリング愛好者が社会的活動、競技大会、カーリングスクールなどの活動自粛を余儀なくされていると思います。</p> <p>本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部、令和2年3月25日決定、5月25日変更）（文献[1]）及び「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、令和2年5月14日決定、5月29日改訂）（文献[2]）を踏まえて、カーリング指導普及活動を再開するにあたっての基準や、再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点についてまとめたものです。</p> <p>また、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しているため、今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直す場合があることに留意してください。</p> <p>2 カーリング指導普及活動について</p> <p>本ガイドラインのカーリング指導普及活動とは、公益社団法人日本カーリング協会が主催するカーリングスクール及び指導普及イベント、公益財団法</p>

人日本スポーツ協会及び公益社団法人日本カーリング協会が主催する指導者養成講習会並びに各地域のカーリング協会が主催する講習会、研修会、体験指導、普及イベント等とします。

3 カーリング指導普及活動の再開の基本的な考え方

ここでは、カーリング指導普及活動の再開の基本的な考え方と、主催者、指導者、受講者及び施設における感染拡大予防のための留意点を示します。

ただし、カーリング指導普及活動が行われる都道府県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷いが生じる場合は、開催地や施設が所在する都道府県の担当部局に相談してください。

(1) 緊急事態宣言が出されている時期

① 特定警戒都道府県に指定される都道府県

都道府県知事からの自粛要請等に基づき、カーリング指導普及活動はすべて中止又は延期とします。

② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

都道府県知事からの自粛要請等に基づき、カーリング指導普及活動はすべて中止又は延期とします。

③ 緊急事態措置の対象とならない都道府県

全国的かつ大規模なカーリング指導普及活動はすべて中止又は延期としますが、参加人数が比較的少数で参加者が限定される地域のカーリング指導普及活動は、各都道府県知事の方針に反しない形であれば、地域の感染状況を踏まえ、適切な感染防止対策を講じた上で実施できることとします。この場合であっても、感染拡大への備えと「三つの密（密閉、密集、密接）」を回避するための対応が整わない場合は、中止又は延期するなど、慎重に対応しなければなりません。

人日本スポーツ協会及び公益社団法人日本カーリング協会が主催する指導者養成講習会並びに各地域のカーリング協会が主催する講習会、体験指導、普及イベント等とします。

3 カーリング指導普及活動の再開の基本的な考え方

ここでは、カーリング指導普及活動の再開の基本的な考え方と、主催者、指導者、受講者及び施設における感染拡大予防のための留意点を示します。

ただし、カーリング指導普及活動が行われる都道府県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷いが生じる場合は、開催地や施設が所在する都道府県の担当部局に相談してください。

(1) 緊急事態宣言が出されている時期

① 特定警戒都道府県に指定される都道府県

都道府県知事からの自粛要請等に基づき、カーリング指導普及活動はすべて中止又は延期とします。

② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

都道府県知事からの自粛要請等に基づき、カーリング指導普及活動はすべて中止又は延期とします。

③ 緊急事態措置の対象とならない都道府県

全国的かつ大規模なカーリング指導普及活動はすべて中止又は延期としますが、参加人数が比較的少数で参加者が限定される地域のカーリング指導普及活動は、各都道府県知事の方針に反しない形であれば、地域の感染状況を踏まえ、適切な感染防止対策を講じた上で実施できることとします。この場合であっても、感染拡大への備えと「三つの密（密閉、密集、密接）」を回避するための対応が整わない場合は、中止又は延期するなど、慎重に対応しなければなりません。

(2) 緊急事態宣言が解除されたが引き続き警戒が必要な時期

緊急事態宣言の解除後は、各都道府県の方針において、適切な感染防止策が講じられることを前提に、スポーツイベント等の開催が段階的に緩和される移行期間となっています。特定の地域からの参加を見込み、人数を管理できるカーリング指導普及活動及び参加人数が比較的少数で参加者が限定される地域のカーリング指導普及活動は、開催地の都道府県知事の方針に反しない形であれば、地域の感染状況を踏まえ、適切な感染防止対策を講じた上で実施できることとします。この場合であっても、感染拡大への備えと「三つの密（密閉、密集、密接）」を回避するための対応が整わない場合は、中止又は延期するなど、慎重に対応しなければなりません。

また、開催地の都道府県知事からイベント等の自粛要請があった場合は、中止又は延期等の適切な対応をとらなければなりません。

(3) 新しい生活様式を踏まえた通常状態

上記の移行期間の終了後は、適切な感染防止策が講じられることを前提に、地域のカーリング指導普及活動に加えて、全国的かつ大規模なカーリング指導普及活動も開催できることとします。この場合であっても、感染拡大への備えと「三つの密（密閉、密集、密接）」を回避するための対応が整わない場合は、中止又は延期するなど、慎重に対応しなければなりません。

また、開催地の都道府県知事からイベント等の自粛要請があった場合は、中止又は延期等の適切な対応をとらなければなりません。

(2) 緊急事態宣言が解除されたが引き続き警戒が必要な時期

緊急事態宣言の解除後は、各都道府県の方針において、適切な感染防止策が講じられることを前提に、スポーツイベント等の開催が段階的に緩和される移行期間となっています。全国的かつ大規模なカーリング指導普及活動は、引き続き中止又は延期としますが、参加人数が比較的少数で参加者が限定される地域のカーリング指導普及活動は、各都道府県知事の方針に反しない形であれば、地域の感染状況を踏まえ、適切な感染防止対策を講じた上で実施できることとします。この場合であっても、感染拡大への備えと「三つの密（密閉、密集、密接）」を回避するための対応が整わない場合は、中止又は延期するなど、慎重に対応しなければなりません。

(3) 新しい生活様式を踏まえた通常状態

上記の移行期間の終了後は、適切な感染防止策が講じられることを前提に、地域のカーリング指導普及活動に加えて、全国的かつ大規模なカーリング指導普及活動も開催できることとします。ただし、初期段階は1シート指導者1名に対して受講者5名程度として「三つの密」に留意しながら実施し、「三つの密」を避ける行動が定着したと判断された段階で、1シートの受講生を10名程度に増やして実施することとします。（各施設の設備や収容状況等によって異なります。）

ただし、感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られる場合、各都道府県知事の要請等に基づき、中止、延期等の適切な対応をとらなければなりません。

4 カーリング指導普及活動の実施の基本方針

カーリング指導普及活動を実施する場合は、「カーリング指導普及活動実施時の感染防止対策チェックリスト」(別紙1～3)に基づき、主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が協力して、「参加者の体調管理」、「マスク等の着用」、「大声抑制」、「三つの密(密集・密閉・密接)の回避」などの基本的な感染防止対策を徹底することとします。

また、カーリング指導普及活動を実施予定又は実施中であっても、以下の場合には、原則として中止又は延期することとします。

- (1) 都道府県知事からイベント等の自粛要請があった場合
- (2) 会場となる施設が利用中止となった場合
- (3) 会場となる施設側から中止又は延期の要請があった場合
- (4) 実施中に参加者の感染が明らかとなった場合
- (5) その他、参加者の安全を確保することが困難と認められる場合

5 カーリング指導普及活動の実施時の感染防止対策

(1) すべての参加者

すべての参加者は、以下の項目に該当する場合は、自主的に参加を見合わせてください。

ア. 体調がよくない場合 (感染及び感染が疑われる以下の症状がある場合)
平熱を超える発熱、咳・のどの痛み、倦怠感(だるさ)、息苦しさ、臭覚や味覚の異常

イ. 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ. 開催日前 14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(新設)

4 カーリング指導普及活動の実施時の感染防止対策

(1) すべての参加者

すべての参加者は、以下の項目に該当する場合は、自主的に参加を見合わせてください。

ア. 体調がよくない場合 (例：発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合)

イ. 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ. 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 主催者の対応

① 計画時の事前確認

利用施設の選定にあたっては、会場の広さ・定員や換気設備、受付場所、洗面所や更衣室・シャワールーム等の状況を確認し、感染拡大防止対策が講じられることを確認します。

また、対策を講じるために追加で要する時間や座学と実技を行う場合の順番などを考慮した日程を設定します。

感染が疑われる者が出た場合を想定して、利用施設と予め相談し、緊急時の連絡相談先、医療機関等への搬送等の対応について決めておきます。

② 事前通知の徹底

講習会等の参加者や講師に対し、参加決定や講師依頼を通知する際に、感染予防対策について遵守すべき事項を明確にして、協力を求めるとともに、「体調チェック報告シート」（別紙4及び5）への記入と提出を依頼します。

これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する観点から、カーリング指導普及活動等への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知します。

③ 当日の対応

主催者は、カーリング指導活動が安全に実施されるよう、以下に留意します。

ア. 会場の設営は、利用施設が定めるガイドライン等に従うこと。

イ. 人と人が近くで対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。

ウ. 受付を行うスタッフにはマスクを着用させること。

(2) 主催者の対応

(追加)

① 募集時の対応

主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることとします。これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する観点から、カーリング指導普及活動等への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知します。

② 当日の対応

主催者は、カーリング指導活動が安全に実施されるよう、以下に留意します。

(追加)

ア. 人と人が近くで対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。

イ. 受付を行うスタッフにはマスクを着用させること。

- エ. 参加者がマスクを準備しているか確認すること。準備していない場合は主催者が提供すること。
- オ. イベント開催中、「三つの密」、大声など避けるよう注意を促すこと。
- カ. 受付や会場内にアルコール等の手指消毒剤を用意すること。
- キ. カーリング指導普及活動の前後にカーリングストーン及びブルームのハンドルを消毒すること。
- ク. 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。)
- ケ. 受講生がイベント開催中手洗いをこまめに行うよう声をかける。

④感染が疑われる者が出た場合の対応

- ア. カーリング指導普及活動の当日（連続した複数日で開催する場合は初日）の受付や準備時間中に、参加者・講師・運営スタッフから、感染が疑われる症状の報告があった場合、主催者は速やかに当該者の参加を中止させ可能な範囲で隔離し、事前に調整していた医療機関等へ連絡します。併せて、利用施設と協議し、その他の参加者の安全を確保するための対策を講じることとします。
- イ. カーリング指導普及活動の開催中に、参加者・講師・運営スタッフに感染が疑われる症状が見られた場合、運営事務局は速やかに当該者の参加を中止させ可能な範囲で隔離し、事前に調整していた医療機関等へ連絡します。併せて、利用施設や開催地自治体の衛生部局等に連絡し、当該活動の継続の可否を検討することとします。
- ウ. 指導普及活動の終了後 14 日以内に、参加者・講師・運営スタッフから感染の報告を受けた場合、運営事務局は利用施設や開催地自治体の衛生部局等と連絡をとり、衛生部局等の指示に従い当該者と接触

- エ. 参加者がマスクを準備しているか確認すること。準備していない場合は主催者が提供すること。
- オ. イベント開催中、「三つの密」、大声など避けるよう注意を促すこと。
- カ. 受付や会場内にアルコール等の手指消毒剤を用意すること。
- キ. カーリング指導普及活動の前後にカーリングストーン及びブルームのハンドルを消毒すること。
- ク. 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。)
- ケ. 受講生がイベント開催中手洗いをこまめに行うよう声をかける。

(追加)

した可能性のある全ての関係者（参加者・講師等）へ速やかに連絡するなどの対応に協力することとします。

(3) 講師の対応

① 指導前の対応

講師は、体調管理のため、以下の事項を「体調チェック報告シート」（別紙4及び5）に記入し、提出してください。

- ア. 自身の平熱と参加当日の体温
- イ. 参加当日の健康状態
- ウ. 感染及び感染が疑われる者への接触状況等

② 指導普及活動当日の対応

講師は以下に留意して指導します。

- ア. マスクを着用すること。（マスクをしての講義、なるべく拡声器を使用）
- イ. こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ウ. 参加者、スタッフ等との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- エ. 指導中は大きな声で会話しないこと。
- オ. 指導中は受講者に対して「三つの密」を避けるよう注意を促すとともに、マスクを着用しているか確認すること。（ただし、スウィーピングなどの運動強度が高いプレー中や、眼鏡が曇って視界不良となる場合など、運動上の安全を確保できないときは、マスクの着用を求めない。）
- カ. 受講者が使用するストーン及びブラシはなるべく共用しないこと。

(3) 指導者の対応

① 指導前の対応

指導者は、日頃より健康管理に十分注意し、指導の2週間前から以下の事項の有無を確認して、異常がある場合は指導を控えてください。

- ア. 平熱を超える発熱
- イ. 咳、のどの痛みなど風邪の症状
- ウ. だるさ、息苦しさ
- エ. 臭覚や味覚の以上
- オ. 体が重く感じる、疲れやすい

② 指導当日の対応

指導者は以下に留意して指導します。

- ア. マスクを着用すること。（マスクをしての講義、なるべく拡声器を使用）
- イ. こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ウ. 参加者、スタッフ等との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- エ. 指導中は大きな声で会話しないこと。
- オ. 指導中は受講者に対して「三つの密」を避けるよう注意を促すとともに、マスクを着用しているか確認すること。
- カ. 受講者が使用するストーン及びブラシはなるべく固定させること。

キ. グローブを着用させ、他の受講者と肌が接触しないよう注意を促すこと。

ク. マスク着用による疲労や熱中症のリスクを考慮し、こまめに休憩をとること。

ケ. **指導普及活動**の終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、又は感染が疑われる場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(4) 受講者の対応

① 受講前の対応

受講者は、体調管理のため、以下の事項を「**体調チェック報告シート**」(別紙4及び5)に記入し、提出してください。

ア. 氏名、年齢、住所、連絡先、(電話番号)

イ. 自身の平熱と参加当日の体温

ウ. 参加当日の健康状態

エ. 感染及び感染が疑われる者への接触状況等

② 受講中の対応

ア. マスクを持参すること。(マスクをしての受講、会話)

イ. こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

ウ. 参加者、スタッフ等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)

エ. 受講中に大きな声で会話等しないこと。

オ. 受講中は、常にマスクを着用するとともに「三つの密」を避けるこ

キ. なるべくグローブを着用させ、他の受講者と肌が接触しないよう注意を促すこと。

ク. マスク着用による疲労や熱中症のリスクを考慮し、こまめに休憩をとること。

ケ. 指導の終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、又は感染が疑われる場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(4) 受講者の対応

① 受講前の対応

受講者は、体調の確認のため、以下の事項を記載した書面を提出すること。

ア. 氏名、年齢、住所、連絡先、(電話番号)

イ. イベント当日の体温

ウ. 咳、のどの痛みなど風邪の症状

エ. 平熱を超える発熱

カ. だるさ、息苦しさ

キ. 臭覚や味覚の以上

ク. 体が重く感じる、疲れやすい等

② 受講当日の対応

ア. マスクを持参すること。(マスクをしての受講、会話)

イ. こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

ウ. 参加者、スタッフ等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)

エ. 受講中に大きな声で会話等しないこと。

オ. 受講中は、常にマスクを着用するとともに「三つの密」を避けるこ

と。

※呼吸がしやすい低圧損のウレタン・スポンジ製マスクや布製マスクでも構わない。

※スウィーピング等の激しい運動時や眼鏡が曇り視界不良となる時は、**運動上の安全を考慮し、他の受講者との距離を十分に確保することを条件にマスクを着用しなくてもよい。**

カ. 新型コロナウイルス感染症が終息し安全が見込まれるときは、スウィーピング時はマスクを外してもよい。

キ. イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合又は感染が疑われる場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(5) 施設の対応

カーリング指導普及活動におけるクラスター発生を回避するため、使用施設では以下の対策をとることとし、必要に応じて施設管理者等に協力をお願いしてください。

①洗面所 洗面所（トイレ）

参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保すること。

ア. 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。

イ. 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。

ウ. トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。

エ. 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

オ. トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水

と。

※呼吸がしやすい低圧損のウレタン・スポンジ製マスクや布製マスクでも構わない。

※スウィーピング等、激しい運動時のマスク着用は十分な呼吸ができませんため注意すること。

カ. 新型コロナウイルス感染症が終息し安全が見込まれるときは、スウィーピング時はマスクを外してもよい。

キ. イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合又は感染が疑われる場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(5) 施設の対応

カーリング指導普及活動におけるクラスター発生を回避するため、使用施設では以下の対策をとることとし、必要に応じて施設管理者等に協力をお願いしてください。

①洗面所 洗面所（トイレ）

参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保すること。

ア. 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。

イ. 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。

ウ. トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。

エ. 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

オ. トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水

洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること。

②更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する必要があります。運動を行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することとし、必要に応じて施設管理者等に協力を依頼してください。

ア. 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。

(障がい者の介助を行う場合を除く。)

イ. ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。

ウ. 室内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。

エ. 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

③リンク、会議室

換気の悪い密閉空間とならないよう十分な換気を行う必要があります。換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気作業を行ってください。

(6) 飲食

「三つの密」を回避した食事環境と、新しい生活様式に基づいた新しい様式による食事摂取を考え以下に配慮してください。

ア. 利用者間の距離をとるようにします。食事をする前は必ず手洗い、うがい、手指アルコール消毒を行うこと。また、食事前まではできるだけマスクを着用すること。

イ. 主催者が提供する場合、提供者は手洗い、うがい、手指アルコール

洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること。

②更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する必要があります。運動を行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することとし、必要に応じて施設管理者等に協力を依頼してください。

ア. 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。

(障がい者の介助を行う場合を除く。)

イ. ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。

ウ. 室内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。

エ. 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

③リンク、会議室

換気の悪い密閉空間とならないよう十分な換気を行う必要があります。換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気作業を行ってください。

(6) 飲食

「三つの密」を回避した食事環境と、新しい生活様式に基づいた新しい様式による食事摂取を考え以下に配慮して行う。

ア. 利用者間の距離をとるようにします。食事をする前は必ず手洗い、うがい、手指アルコール消毒を行うこと。また、食事前まではできるだけマスクを着用すること。

イ. 主催者が提供する場合、提供者は手洗い、うがい、手指アルコール

消毒を行い必ずマスク着用すること。

ウ．飲料についてはペットボトル、ビン、缶で提供すること。

エ．食品については大皿から取り分ける方式を避け、個人個人分けた物を提供すること。

(7) 懇親会

懇親会の必要性を十分に検討したうえで、開催する場合は、「三つの密」を回避した食事環境と、新しい生活様式に基づいた新しい様式による食事摂取を考え以下に配慮してください。

ア．利用者間の距離をとるようにします。食事をする前は必ず手洗い、うがい、手指アルコール消毒を行う。また、食事前まではできるだけマスクを着用すること。

イ．主催者が提供する場合、提供者は手洗い、うがい、手指アルコール消毒を行い必ずマスク着用すること。

ウ．乾杯はコップを接することなく、お酌は避けること。

エ．時間を決め、終了後は速やかに解散すること。

(8) 個人情報の取扱い

参加者から提出された個人情報は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、参加者の健康状態の把握、開催・参加可否の判断及び必要な連絡調整のためのみに使用し、保存期間経過後に責任をもって廃棄します。

なお、参加者の中から、新型コロナウイルス感染症を発症した又は感染の疑いがある方が発見された場合は、必要な範囲で、保健所、行政機関等に情報を提供し、開催地の自治体の対処方針に従い適切に対処することとします。

消毒を行い必ずマスク着用すること。

ウ．飲料についてはペットボトル、ビン、缶で提供すること。

エ．食品については大皿から取り分ける方式を避け、個人個人分けた物を提供すること。

(7) 懇親会

「三つの密」を回避した食事環境と、新しい生活様式に基づいた新しい様式による食事摂取を考え以下に配慮して行うこと。

ア．利用者間の距離をとるようにします。食事をする前は必ず手洗い、うがい、手指アルコール消毒を行う。また、食事前まではできるだけマスクを着用すること。

イ．主催者が提供する場合、提供者は手洗い、うがい、手指アルコール消毒を行い必ずマスク着用すること。

ウ．乾杯はコップを接することなく、お酌は避けること。

エ．時間を決め、終了後は速やかに解散すること。

(8) その他の留意事項

カーリング指導普及活動の主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、開催当日に参加者より提出された情報について、1月以上保存しておくこととします。

また、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症した又は感染の疑いがあると報告があった場合は、開催地の都道府県等自治体の対処方針に従い適切に対処することとします。

【参考文献】

- [1] 厚生労働省、新型コロナウイルス感染症対策本部、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、令和2年3月25日（令和2年5月25日変更）、
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>
- [2]（公財）日本スポーツ協会、（公財）日本障がい者スポーツ協会、スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン、令和2年5月14日（令和2年5月29日改訂）、
<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline2.pdf>
- [3]（公財）日本スポーツ協会指導育成部、講習会・研修会開催における新型コロナウイルス感染症対策について、令和2年8月17日

【参考文献】

- [1] 厚生労働省、新型コロナウイルス感染症対策本部、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、令和2年3月25日（令和2年5月25日変更）、
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>
- [2]（公財）日本スポーツ協会、（公財）日本障がい者スポーツ協会、スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン、令和2年5月14日（令和2年5月29日改訂）、
<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline2.pdf>
- （追加）

以上